

日進市と堀山女子学園大学との連携協力に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と堀山女子学園大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、幅広い分野で相互に連携協力することにより、まちづくり、教育、文化振興など、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 日進市のまちづくり及び地域の活性化に関すること。
- (2) 知的資源の相互活用及び地域防災、災害発生時の相互協力に関すること。
- (3) 学校教育、生涯学習及び文化振興に関すること。
- (4) 学生ボランティア、インターンシップ等の活動及び大学と地域コミュニティとの活動に関すること。
- (5) その他両者が協議して必要と認める事項に関すること。

（連携協力窓口）

第3条 甲と乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じて協議を実施するものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名捺印して、各1通を保有するものとする。

平成24年8月8日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268番地

日進市

日進市長

乙 愛知県名古屋市千種区星が丘元町17番3号

堀山女子学園大学

学長